

自治組織「共和の郷・おだ」規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この組織の名称は、自治組織「共和の郷・おだ」という。

(目 的)

第2条 この組織は、住民自らが共に力を合わせ、創意工夫により地域の活性化を図ると共に、誇りのもてる、住み良い、和やかな郷づくりをめざす。

(区 域)

第3条 この組織の区域は、旧小田小学校区の区域（東広島市河内町小田。以下小田地区という）とする。

(事務所)

第4条 この組織の事務所は、広島県東広島市河内町小田 2182 番地の小田地域センターに置く。

(事 業)

第5条 この組織は、第2条の目的を達成するため、次の部を置き事業を行う。

- (1) 総務企画部 公報、連絡調整、まちづくり活動、各部間・団体の連絡調整に関すること。
- (2) 農村振興部 農林水産物及び特産物の開発振興、農地・水保全向上対策事業、「寄りん菜屋」の事業振興等に関すること。
- (3) 文化教育部 生涯学習の推進、青少年健全育成、地域文化活動の推進に関すること。
- (4) 環境保全部 地域環境保全活動の推進に関すること。
- (5) 福祉ふれあい部 地域福祉コミュニティ作りに関すること。
- (6) 体育健康部 健康維持増進とスポーツ活動の振興に関すること。
- (7) 女 性 部 女性の地位向上と男女共同参画に関すること。
- (8) 白 竜 部 高齢者の健康、友愛、奉仕に関すること。

2 この組織は、政治活動及び布教等の宗教活動は行わない。

第2章 組 織

(会員及び組織)

第6条 この組織は、小田地区の住民で構成し、原則として各組から選出された代表委員1名、組委員4名（男性2名、女性2名）をもって組織する。

(委員及び部員)

第7条 代表委員及び組委員は共和の郷の運営に当たるとともに、各組の自主活動を推進する。

2 各部の部員は、代表委員及び組委員をもって充てる。

(役 員)

第8条 この組織に、次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、事務局長1名、会計2名、各部長1名、各副部長2名とする。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、組織を統括し、会の運営に当たる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会長があらかじめ指定した順序に従ってその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、庶務を担当する。
- (4) 会計は、会計を担当する。
- (5) 部長は、各部を統括する。
- (6) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故ある時は部長があらかじめ指定した順序に

従ってその職務を代行する。

(7) 会長は、この組織に諮問機関を置くことができる。

(顧問)

第10条 この組織に、顧問を置くことができる。顧問は役員会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員を選任)

第11条 会長は、立候補制とし、立候補者なき場合は、役員会で推薦し総会において決定する。

2 副会長、事務局長、会計は、会長が推薦し役員会において承認を得る。

3 部長は、部員で選任する。ただし、女性部部長においては、全女性組委員で選任する。

4 副部長は、部長が選任する。

5 役員の任期は2年とし、補欠選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(監査)

第12条 この組織に監事2名を置く。

2 監事は、総会で選出し、組織の業務及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第3章 会議

(会議)

第13条 組織の運営にあたり次の会議を設置する

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 三役会

(4) 部会

(総会)

第14条 総会は、小田地区全戸の出席をもって開催し、毎事業年度終了後2カ月以内に会長が招集する。また、必要に応じて臨時総会を開催する。

2 総会は、委任状を含め過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で議決する。

3 総会の議長は、総会出席者の中から選出する。

4 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

(1) 規約の変更に関すること。

(2) 前年度の事業報告並びに収支決算、本年度の事業計画並びに収支予算案に関すること。

(役員会)

第15条 役員会は、会長、副会長、事務局長、会計、各部長、各組の代表委員で構成し、会長が招集し、第5条の事業等について審議する。また、会長は必要に応じて各団体の代表者の出席を求めることができる。

(三役会)

第16条 三役会は、緊急を要するとき、会長、副会長、総務企画部長、該当部長をもって協議し、次の役員会で承認を求める。

(部会)

第17条 部会は、部長、副部長、部員をもって構成し、部長が召集する。

2 部会は、事業の企画並びに運営について協議し、次の役員会で承認を求める。

(会議の招集)

第18条 会議は、総会を除き、会議の長が必要と認めるときに開催する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集しなければならない。

(議事録)

第19条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員の現在数及び出席者数

- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人（2名）が署名をしなければならない。

第4章 会計

(会計)

第20条 事業会計は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 この組織の経費は、会費、手数料、補助金、交付金、その他の収入をもってあてる。

(会費)

第21条 本会の年会費として、小田地区1戸当たり3,000円とする。

(会計及び資産帳簿の整理)

第22条 この組織は、組織の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整理する。

第5章 まちづくり計画

(まちづくり計画)

第23条 この組織は、第2条に規定する目的の達成に向けた小田地区のまちづくり計画を策定する。

2 まちづくり計画の策定及び見直しは役員会が行う。ただし、会長が必要であると認めたときは、プロジェクトチームを設置することができる。

第6章 個人情報の保護・情報公開

(個人情報の保護)

第24条 この組織は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、提供及び管理等については特に慎重に行い、当初の目的以外の目的のために利用してはならない。

(情報の公開)

第25条 協議会の運営及び事業等に関し、会議の議事録、会計及び資産に関する帳簿の閲覧を請求された時は、正当な理由がない限り、前条に配慮しつつこれを認めなければならない。

2 協議会の運営及び事業については、広報誌、インターネット等を通じて、会員に情報提供を行うとともに、公聴に努めるものとする。

第7章 雑則

第26条 この規約に定めのない事項については、総会の議決を経て定める。

附 則

(施行期日)

本規約は、平成15年10月5日より施行する。但し、初年度に限り平成16年3月31日までとする。

この規約は、平成16年5月9日より一部改正。

この規約は、平成17年5月28日より一部改正。

この規約は、平成18年5月27日より一部改正。

この規約は、平成19年5月26日より一部改正。

この規約は、平成22年5月29日より一部改正。

この規約は、平成24年3月25日より一部改正。